

## 第 22 回 喜多方市農業委員会総会議事録

### 1 開催の日時及び場所

日 時 令和 4 年 9 月 20 日 (火) 午前 9 時 30 分  
会 場 市役所本庁舎 第 2 委員会室

### 2 委員定数 19 名

### 3 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 齋藤 澄子

委 員

1 番 高橋 忠一	2 番 高野 進	3 番 渡部 清孝
4 番 小沢 勝則	5 番 武藤 常雄	6 番 二瓶 崇
7 番 菊地 貴	9 番 大津 康男	10 番 小林千代松
11 番 平田 恭一	12 番 木戸 賢治	13 番 木村富士男
14 番 小林 博行	15 番 菅井 大輔	16 番 岩崎 茂治
17 番 佐藤 光伸		

### 4. 本日の総会に欠席通告した委員

8 番 山口 久人

### 5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

### 6 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 47 号 会務報告について

報告第 48 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 49 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による届出  
について

7 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 107 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可処分の取消願出  
について

議案第 108 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 109 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 110 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 111 号 現況確認証明申請について

議案第 112 号 農用地利用集積計画について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 誼 高 文 信

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 湯 浅 惣 太

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 佐 藤 崇 史

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副 主 査 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

## 9. 会議の概要

### ○会長（あいさつ）

皆さん、おはようございます。

台風の中、また刈り入れ時期を迎え、何かとお忙しいところ人によっては刈り取り期に入ったという方もおります。そのような大変お忙しいところ、第22回総会にご出席をいただきまして、大変ご苦勞様でございます。

さて、台風14号は当初観測史上4番目の最強クラスの台風というようなことが言われていました。九州、中国、山陰、西日本全域で甚大な被害を被っているのではないかと思います。なお、当地区においてもそのまま台風が勢力を維持して来れば、被害が大きいということでありましたが、急激に台風が衰えて今現在は三陸を過ぎて太平洋側で温帯低気圧に変わるのではないかと予報では言っています。その様な中で心配なのは、先日の風、雨で少し稲の出来のいいところはなびいてしまい、なおかつ今回の台風の影響で倒伏してしまったというものが、散見されます。そういったことで、これから本格的な秋の農作業が始まるわけですが、余裕をもって事故に遭遇しないように、安全運転で農作業にあたっていただきたいと思います。

また、米価等については全農福島で9日の日にコシヒカリ1等で1,500円、昨年よりアップしたということになります。それと同時に市独自の交付金ということで、新聞等で皆さんご存じの様に一早く市では、議会を経て10a当たり3,500円、また振興作物等についても、交付金の額が決まった様ですので、10月中に申請が始まり皆さんに交付するということになります。ただ、まだまだ米価も低い、なおかつ生産資材の価格が高騰を続けるのではないかとということで、大変厳しいわけですので、明後日、市長へ原油と生産資材の高騰等に関する要望書を提出して参りたいと考えておりますので、本日全員協議会で内容の協議をよろしくお願い申し上げたいと思います。

また、コロナについてもようやく昨日は2ヶ月ぶりに新規感染者が500人を下回ったということで、463人になりました。このまま減少して、今まで通りの生活に戻れるよう収束を願っております。隣近所の方、知人、親戚にも陽性者がおります。本当に感染力が強いということでございますので、今後も気を付けて感染防止にあたっていただきたいと思います。

本日の総会には、報告3件、議案6件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、8番 山口久人委員であります。

定足数に達しておりますので、これより第22回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、5番 武藤常雄委員、6番 二瓶崇委

員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第47号 会務報告について」、「報告第48号 農地法第18条第6項の規定による通知について」、「報告第49号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第47号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第48号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

報告第49号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出  
について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

報告第49号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出の  
No.1について、12番 木戸賢治委員より現地調査の結果、並びに補  
足説明がありましたら報告を求めます。

○木戸賢治委員

〔報告第49号について、現地調査の結果並びに補足説明〕

12番木戸です。案件No.1について、説明いたします。去る9月7日午前9時より申請地において、農業委員からは菅井委員と私、事務局からは湯浅主事、また申請人の〇〇〇さん立ち会いのもと、現地調査と内容の確認を行って参りました。新規に増設される倉庫については、小型の農機具や肥料などの格納施設として活用したいとのことでした。周辺農地は〇〇〇さんの所有でありますので、日照や雨水等の問題はないものと確認して参りました。なお、この度の申請にあたり既存の農機具格納施設が未届けだったことが分かり、顛末書の添付がなされております。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第47号から報告第49号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第47号から報告第49号までは、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第47号から報告第49号までは了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

「議案第107号 農地法第5条第1項の規定による許可処分取消願出について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第107号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第107号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第107号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第108号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転4件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1については、1番 高橋忠一委員

No. 2、No. 3については、7番 菊地貴委員

No. 4については、14番 小林博行委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○高橋忠一委員

〔所有権移転のNo. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番高橋です。農地法第3条所有権移転案件No. 1 について、ご報告いたします。去る9月11日午前10時ごろより、現地調査並びに申請者の○○○氏立ち会いのもと、内容の聞き取り調査と現地調査を行いました。本案件は生前贈与という案件でございます。現状も現在耕作していることを現地で確認させていただき、譲り渡すのに何ら支障はないものと判断をいたしました。以上です。

○菊地貴委員

〔所有権移転のNo. 2、No. 3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番菊地です。農地法第3条所有権移転案件No. 2 について、現地確認の結果等を報告させていただきます。去る9月12日午後9時ごろより、譲渡人の○○○さんは欠席です。譲受人の○○○さんと現地を確認させていただきました。なお、○○○さんは○○○さんの叔父にあたります。○○○さんが現在も耕作管理されており、全筆確認しましたが、田においては水稻が、畑においてはそばが作付けされており、今後も周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされると判断いたしました。

続きまして、案件No. 3 について、ご報告させていただきます。去る9月8日午後1時ごろより、譲渡人の○○○さんは県外在住のため電話確認させていただきました。譲受人の○○○さんと現地を確認させていただきました。申請地は○○○さんの自宅のすぐそばで、現在も○○○さんが耕作管理されておりまして、田においては水稻、畑においては草刈等の維持管理がされており、今後も周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされると判断いたしました。以上です。



○小林博行委員

〔所有権移転のNo. 4 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

14番小林です。案件No. 4 について、現地調査並びに申請者からの内容の聞き取り調査を行いました。去る9月11日午前9時ごろ自宅に伺いました。立ち会い人として、譲受人の〇〇〇さん、行政書士の〇〇〇さん、私の3人で調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんは東京在住で高齢のため欠席しております。申請地は、すべて畑であります。現地は3ヶ所にございます。1ヶ所は手入れ良く、刈り取りされていきました。2ヶ所目は手入れがなく荒れている状態、3ヶ所目はそば畑となっていました。本件は贈与の案件であります。〇〇〇さんと〇〇〇さんとは血縁関係はありませんが、〇〇〇さんの実家は〇〇〇の〇〇〇集落で〇〇〇さん宅とは道路を挟んで隣に位置しており、〇〇〇さんの家はお世話になっており、昔から何かにつけ相談を受け管理や世話をしていたということで、今回譲渡していただきたいとの相談を受け、申請に至ったということです。よって本件の権利の取得につきましては、周辺農地に支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第108号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第108号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第108号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第109号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1について、11番 平田恭一委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○平田恭一委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番平田です。農地法第4条案件No.1について、現地調査の結果を報告いたします。去る9月9日午後3時ごろより、申請人の〇〇〇氏本人立ち会いのもと、事務局から塩川総合支所 佐藤主査、委員から小林委員と私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。申請地は〇〇〇の集落内の自宅前の田であります。既に工事は完了しており、石材置場や駐車場、さらに事務所の一部となっており、顛末書付きの申請です。経緯をお伺いしますと父親の代に畦畔を作り、田の一部を畑として利用を始め、その後、代替わりして申請人の代になり、平成16年に石材店の経営を始め、農地転用の手続きの必要性をまったく理解しないまま翌年に畑部分を造成し、コンクリートで舗装して石材置場、駐車場を設置してしまい、現在に至るとのことでした。今般、土地の境界の確定等の話しがあり、現在の状態が無断転用であることを始めて知り、今回の申請に至ったとのこと。申請書の土地利用計画であります。土砂の流

出防止としては、周囲に土砂が流出しないよう十分注意をして造成する。農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさない措置として、雨水は地下浸透及び北側へ排水する。また、申請地南側に自己所有の農地がありますが、南側のため、日照等の営農に支障をきたすことはないという状況でした。以上により、特に問題なしと判断しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第109号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第109号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第109号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第110号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転4件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo. 2、No. 4については、3番 渡部清孝委員

No. 1、No. 3については、7番 菊地貴委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○渡部清孝委員

〔所有権移転のNo. 2、No. 4について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番渡部です。農地法第5条移転案件No. 2について、補足説明いたします。去る9月9日午前9時半ごろ、譲受人の〇〇〇さん、譲渡人の〇〇〇さん共に欠席でした。代理人の〇〇〇行政書士も私用で出席できなかったため、その代理として管理している〇〇〇店長の〇〇〇さん、事務局より誼高次長、農業委員の菊地さんと私の4人で現地調査を実施しました。現在は賃貸住宅に住んでいるが、将来は手狭になることが想定されることから、申請地を譲り受け住宅を建築したいとのことでした。排水計画としては、雨水は地下浸透及び北側の道路側溝へ流します。汚水は市の下水道を利用します。周りは住宅に隣接しており、農地がないため支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

続きまして、農地法第5条移転案件No. 4について、補足説明いたします。去る9月9日午前9時より譲受人の〇〇〇さん代理人の〇〇〇行政書士、事務局より誼高次長、農業委員の菊地さんと私の5人で現地調査を実施しました。申請人は中古自動車、タイヤ販売を行っているが土地が狭く、来客用の駐車場もなく中古車やタイヤが県道に越境している状態です。申請地を譲り受け、駐車場、中古車、タイヤ置場を整備したいとのことです。申請地に隣接しているところに土砂が流出しないよう砕石を敷き、境界の法面は十分な締め固めを行います。雨水は地下浸透での処理となります。また、申請地の隣接地に農地はなく、北側は住宅、西側は水路であり、支障を及ぼすことはないと判断いたしました。以上です。

○菊地貴委員

〔所有権移転のNo. 1、No. 3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

7番菊地です。農地法第5条移転案件No. 1について、ご報告申し上げます。去る9月9日午前10時ごろより、渡部農業委員と私、事務局より誼高次長、譲渡人の〇〇〇さんは欠席、譲受人の〇〇〇さん、〇〇〇の〇〇〇さん立ち会いのもと、現地調査を行いました。申請地北側には多くの住宅があり、賃貸物件の需要が多くニーズに応えるため、2棟の賃貸長屋住宅を建設するための申請です。建設予定地には、畑6筆、雑種地1筆、宅地1筆が含まれておりますが、すべて譲渡人所有のものです。道路を挟んで南側に農地はありますが、南側であり道路を挟んでいるため日照等に支障を及ぼすことはなく、雨水は南側側溝に流し、排水は合併処理浄化槽を棟別に設置して処置し、南側側溝に流す計画であり、転用によって生ずる支障はないと判断いたしました。

続きまして、案件No. 3におきましては、先程事務局から説明がありましたとおり、更正後の地番での転用許可申請で事務局説明のとおりであります。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第110号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○小林千代松委員

10番小林です。案件No. 4について伺いますが、土地利用計画図には原野の2578-1 81㎡が1筆含まれているが、議案の方には含まれていないのですが、なぜこの様になっているのかお聞きしたい。

○事務局

原野ですので、所有権移転の方の審議の内容につきましては、農地だけということになりますので、農地のみの申請内容を議案として提案するということになります。原野につきましては、合わせてこの様な計画

にしたいということで、関連がございますのでその様な土地利用計画図、説明ということになります。以上でございます。

○議長

小林委員よろしいでしょうか。

○小林千代松委員

わかりました。

○議長

その外にございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第110号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第110号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第111号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No. 1 については、15番 菅井大輔委員

No. 2 については、18番 齋藤澄子委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○菅井大輔委員

[No. 1 について、現地調査の結果並びに補足説明]

15番菅井です。現況確認証明案件No. 1 について、ご報告いたします。去る9月7日午前9時20分より申請地において、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。立ち会い人として、申請人〇〇〇さんの代理人である同じ集落の〇〇〇さん、事務局より湯浅主事、農業委員より木戸委員と渡部推進委員が出席しております。申請地は平成元年ごろから耕作されておらず、3年ほど前に周辺の山林と共に伐採事業によって伐採された際、農地であることが判明し今回の申請となったものです。四方を山林に囲まれ、進入路も山林化しているとのことでした。伐採事業により立ち木はありませんでしたが、切株から大量の<sup>ひこばえ</sup>蘘が発生しており、農地に復元するには重機の投入が不可欠な状態でした。以上のことから、周辺の状況を鑑み山林への地目変更は妥当であると判断して参りました。以上です。

○ 齋藤澄子委員

[No. 2 について、現地調査の結果並びに補足説明]

18番齋藤です。案件No. 2 について、現地確認のご報告をさせていただきます。去る9月9日午前11時ごろから、申請人の〇〇〇氏と生江推進委員、田中推進委員、私と事務局から安部副主査の5名で現地確認をさせていただきました。申請地は2筆ありますが、1筆は田になっていますが、田は傾斜地になっておりまして、機械等を入れての作業には困難なところとなっております。もう1筆は畑ですが、こちらの方も畑として活用するには段差があり過ぎて、活用できる状態ではないということで確認しまして、今の状況からして山林で相当であると判断して参りました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第111号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第111号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第111号については、申請書のとおり許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第112号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用権設定4件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第112号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第112号について、原案のとおり可決する



ことに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第112号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第22回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 0 : 3 2